

空き家の支援対策

空家等対策の推進に関する特別措置法一部改正

空き家の解体とリフォームを支援しています

空き家に関する法律が12月に改正され、特定空家に加えて管理不全空家も指導や勧告の対象になりました。市は、空き家の解体やリフォームの補助を行っています。空き家は放置せずに相談してください。

■問い合わせ 市まちづくり推進課(☎62-2111内線542)または市観光交流課(☎62-2111内線324)

■指導・勧告対象の空き家



特定空家

そのまま放置すると、倒壊するなど著しく危険な状態



管理不全空家

適切に管理されず、放置すると特定空家になる状態

市から勧告を受けた場合、住宅用地に関する固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

■空き家対策の各種助成

特定空家の解体やリフォームを行う人などを対象に各種助成を行っています。助成を受けるには、条件がありますので事前に相談ください。詳細は、市ホームページに掲載しています。

市ホームページ
QRコード



事業名	内容	問い合わせ
特定空家等除却促進事業費補助金	市が認定した特定空家を解体する経費に最大50万円を補助(補助率2分の1)	まちづくり推進課(☎62-2111内線542)
空き家リフォーム事業助成金(市外移住者が対象)	空き家バンク登録物件を利用する場合、 ①台所やトイレ、床などを修理する経費に最大30万円を補助(助成率2分の1) ②空き家にある家財道具の整理や処分費用などに最大10万円を補助(助成率2分の1) ※①と②どちらかの選択	観光交流課(☎62-2111内線324)
若者・移住者空き家取得奨励金(39歳以下または県外移住者が対象)	空き家バンク登録物件を取得した場合、30万円の奨励金を交付	観光交流課(☎62-2111内線324)

※空き家リフォーム事業助成金と若者・移住者空き家取得奨励金は、来年度分の相談を受け付けています。

空き家バンクの登録募集中

市は、住居である空き家を売りたい・貸したい人と空き家を買いたい・借りたい人をつなぐ空き家バンク制度を実施しています。無料で登録でき、不動産業者を通じて物件の契約や仲介を行う公的な取り組みです。空き家の利活用を検討している人は相談ください。

■問い合わせ 市観光交流課(☎62-2111内線324)

相続の相談は弁護士へ!

市消費生活センターは、弁護士無料法律相談を毎月3回開催しています。相談は、空き家の相続などを専門的に聞くことができます。日程は、総合カレンダー(今月号はP14~P15)に掲載しています。相談したい人は、予約制のため事前の申し込みが必要です。

■問い合わせ 市消費生活センター(☎62-6318)

物価高騰支援対策

物価高騰緊急支援・住民税非課税世帯給付金と冬のあったか応援事業助成金

最大7万7千円の給付を開始しています!

市は、住民税非課税世帯の負担軽減を行うため、1世帯7万円の給付を始めています。高齢者世帯や障がい者世帯などには、冬のあったか応援事業として7万円を加算支給しています。手続きが世帯ごとに異なるため、確認をお願いします。

■問い合わせ 市福祉課(☎68-3191)

■支給対象世帯(下記①~③の全てを満たす世帯)

- ①令和5年12月1日時点で市内に住民登録をしている
- ②世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税
- ③住民税課税者の扶養親族等のみで構成される世帯でないこと

■加算対象世帯

- ▶高齢者世帯▶障がい者世帯▶ひとり親世帯▶生活保護世帯——など

■給付時期

1月末から給付開始 ※一部世帯は、昨年12月28日に給付済み
詳細は、対象者に順次送付される「支給のお知らせ」を確認してください。

■対象世帯以外でも給付できる場合があります

配偶者や親族からの暴力などで避難している人も給付できる場合があります。まずは福祉課に相談ください。

該当する主な非課税世帯	受給手続き
・今年度、非課税世帯給付金を世帯主の口座で受給した世帯	不要※ 1月上旬に、「支給のお知らせ」を送付します。給付金は通知書記載の口座に自動で振り込まれます。(振込口座の変更、支給辞退する場合は手続きが必要)
・今年度、非課税世帯給付金を世帯主以外の口座で受給した世帯 ・今年度、非課税世帯給付金を受給してなく、世帯全員が昨年1月1日以前から市内に住民登録している世帯	「届出書」を提出※ 1月上旬に、「届出書」を送付します。必要事項を記入し、返送してください。
・昨年1月2日~12月1日の間に市外から転入した人がいる世帯 ・住民税の申告をしていない人がいる世帯 など	「申請書」を提出 申請書類を作成し、提出してください。申請書類は市ホームページまたは市福祉課で取得できます。

※住民税が課税されている人の扶養に世帯全員が入っている世帯でも「支給のお知らせ」または「届出書」が届く場合がありますが、**給付対象外**です。通知が届いた該当の世帯は、**直ちに福祉課に連絡**してください。

コミュニティ助成事業を活用し、備品整備

青笹町の自主防災組織全6地区が、(財)自治総合センターの宝くじの助成金で、▷ガス発電機▷LED投光器▷コードリール——3点を整備しました。これらは、各種コミュニティ活動に役立てられます。同助成事業は、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの受託事業収入を財源に実施しています。

